

避難所の開設・運営に関する協定のひな形は以下のとおりです。詳細は区と協議の上、決定します。

### 災害時における施設利用の協力に関する協定

渋谷区（以下「甲」という。）と●●●●●●●●（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

#### （趣旨）

第1条 この協定は、渋谷区内において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害が発生した時（以下「災害時」という。）に、乙の●●●●●●●●（以下「施設」という。）を利用して、渋谷区地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づく指定避難所を開設し、及び運営するために必要な事項を定めるものとする。

#### （定義）

第2条 この協定において「指定避難所」とは、災害により居住に制約を受けた被災者が当面の食料及び生活環境を確保するための施設をいう。

#### （対象施設）

第3条 この協定の対象となる施設の所在地及び名称は、次のとおりとする。

- (1) 所在地 ●●●●●●●●
- (2) 名 称 ●●●●●●●●

#### （協力要請）

第4条 甲は、災害時に、施設を指定避難所として利用する必要があるときは、乙に対し協力を要請する。ただし、乙は、災害時において緊急に対応することが必要であると認められるときは、自主的な判断に基づき、施設を開放し、甲に協力する。

#### （連絡体制）

第5条 前条の規定による甲の要請は、渋谷区危機管理対策部防災課長が施設の施設長に対して行う。

2 前条の規定による甲の要請を円滑なものとするため、甲乙は互いに緊急時の連絡先を報告し、随時更新する。

#### （協力体制）

第6条 乙は、第4条の規定による協力について、あらかじめ甲と協議し、協力の内容及び体制を明らかにしておくものとする。

